

第 1 7 6 回

岐 阜 県 都 市 計 画 審 議 会

議 案 書

【 抜 粋 】

平 成 2 1 年 7 月 8 日

目 次

(頁)

- 議第 1号 「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る
その他処理施設の敷地の位置について(特定行政庁：岐阜県知事)」 - - 1 - 1
- 議第 2号 「環境影響評価専門部会運営要綱の一部改正について」 - - - - - 2 - 1

議第2号

環境影響評価専門部会運営要綱の一部改正について

平成21年7月8日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 竹内 伝史

(案)

環境影響評価専門部会運営要綱の一部を改正する要綱

環境影響評価専門部会運営要綱(平成11年10月7日制定)の一部を次のように改正する。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

(会議の公開)

第7条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、部会長の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を調査審議する場合
- 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を調査審議する場合
- 三 貴重な生物の生息場所その他公開することが環境の保全に支障を及ぼすおそれのある情報を含む案件を調査審議する場合

第8条 部会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 部会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第9条 専門部会の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員、専門委員2人がこれに署名するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

附 則

この要綱は、平成21年7月 日から施行する。

改正理由

環境影響評価専門部会の透明性を確保するため、要綱の整備を行うものである。

環境影響評価専門部会運営要綱新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第7条 <u>専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、部会長の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</u></p> <p>二 <u>岐阜県情報公開条例(平成12年岐阜県条例第56号)第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を調査審議する場合</u></p> <p>三 <u>会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を調査審議する場合</u></p> <p>三 <u>貴重な生物の生息場所その他公開することが環境の保全に支障を及ぼすおそれのある情報を含む案件を調査審議する場合</u></p> <p>第8条 <u>部会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。</u></p> <p>2 <u>部会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。</u></p> <p>(議事録の作成)</p> <p>第9条 <u>専門部会の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員、専門委員2人がこれに署名するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。</p> <p>附 則 略</p>	<p>第1条から第6条まで 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。</p> <p>附 則 略</p>

環境影響評価専門部会運営要綱（案）

平成11年10月 7日 制定

平成12年 3月24日 一部改正

平成21年 7月 日 一部改正

（趣 旨）

第1条 この要綱は、岐阜県都市計画審議会条例(昭和44年岐阜県条例第19号) 第8条の規定に基づき、環境影響評価専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（任 務）

第2条 専門部会は、以下に掲げる事項を調査審議する。

- 一 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第7章第1節、並びに岐阜県環境影響評価条例（平成7年岐阜県条例第10号）第46条に基づき行われる都市計画に関する環境影響評価のうち以下の事項
 - イ 方法書の原案作成及び意見の概要の原案作成
 - ロ 準備書の原案作成並びに意見の概要及び当該意見についての見解の原案作成
 - ハ 評価書の原案作成
- 二 都市計画の決定又は土地区画整理事業その他都市計画事業の実施による環境影響に関する課題で、特に知事が必要と認める事項

（組 織）

第3条 専門部会は、委員及び専門委員10人以内で組織する。

- 2 委員は審議会委員のうちから審議会会長が指名し、専門委員は知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は2年とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

（部会長及びに副部会長）

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員のうちから審議会会長が指名し、副部会長は委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（議 事）

第5条 専門部会の会議は、部会長が召集する。

- 2 専門部会の会議は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（報 告）

第6条 都市計画の案に係る環境影響評価その他の事項に関する専門部会の調査審議が終了したときは、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。

（会議の公開）

第7条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、部会長の決定により、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 一 岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第5号）第6条各号に規定する非公開情報に該当する情報を含む案件を調査審議する場合
- 二 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められ

る案件を調査審議する場合

三 貴重な生物の生息場所その他公開することが環境の保全に支障を及ぼすおそれのある情報を含む案件を調査審議する場合

第8条 部会長は、会場の広さその他の合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 部会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(議事録の作成)

第9条 専門部会の議事については、議事録を作成し、部会長及び部会長が指名した委員、専門委員2人がこれに署名するものとする。

2 前項の議事録は、議事の要旨を記載することにより作成することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成11年10月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月 日から施行する。

環境影響評価専門部会運営要綱

制定 平成11年10月 7日

改正 平成12年 3月24日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、岐阜県都市計画審議会条例(昭和44年岐阜県条例第19号) 第8条の規定に基づき、環境影響評価専門部会(以下「専門部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 専門部会は、以下に掲げる事項を調査審議する。

- 一 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第7章第1節、並びに岐阜県環境影響評価条例(平成7年岐阜県条例第10号)第46条に基づき行われる都市計画に関する環境影響評価のうち以下の事項
 - イ 方法書の原案作成及び意見の概要の原案作成
 - ロ 準備書の原案作成並びに意見の概要及び当該意見についての見解の原案作成
 - ハ 評価書の原案作成
- 二 都市計画の決定又は土地区画整理事業その他都市計画事業の実施による環境影響に関する課題で、特に知事が必要と認める事項

(組 織)

第3条 専門部会は、委員及び専門委員10人以内で組織する。

- 2 委員は審議会委員のうちから審議会会長が指名し、専門委員は知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は2年とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(部会長及びに副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員のうちから審議会会長が指名し、副部会長は委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 3 部会長は、専門部会の会務を掌理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議 事)

第5条 専門部会の会議は、部会長が召集する。

- 2 専門部会の会議は、委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 専門部会の議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報 告)

第6条 都市計画の案に係る環境影響評価その他の事項に関する専門部会の調査審議が終了したときは、部会長がその結果を審議会に報告するものとする。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月1日から施行する。

（公文書の公開義務）

第六条 実施機関は、前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する者をいう。）のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報

ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

二 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、公開することができないと認められる情報

三 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

四 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

- 八 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益が損なわれるおそれ
- 七 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に県に提供された情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- 一部改正〔平成一三年条例四一号・一四年三七号・一六年二号・一〇号・一七年三号・一九年三六号〕